

# おかげさまで 開業12周年 ありがとうございます

# 地引労務管理事務所

事務所便り 2020年4月号

新型コロナウイルスの終息が見えてこない状況で、在宅勤務をされる事業所も増えてきているようですね。製造業や建築業では在宅勤務は難しいですが、通勤の混雑を避けたり、職場での感染防止を徹底したりしている事業所も多くなってきています。弊事務所は自宅兼事務所で通勤なしで、業務は電子メール、電子申請、電話対応、資料作成をメインに行っています。営業や情報発信のみの外出は控えています。

新年度になりましたが、今年の上半期の見通しも不透明な企業も多いのではないのでしょうか。とにかく、1日1日を平常心で慎重にすごし、終息後の景気回復や各種イベントの盛り上がりを期待しつつ、この難局を乗り切っていきましょう。

## 4月のトピックス

- ・ 年金改革法案について
- ・ 高年齢者雇用安定法等の改正案について
- ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大について

### 年金改革法案について

厚生労働省は年金制度の改革法案を国会に提出しました。主な内容は、短時間労働者への厚生年金適用拡大、在職定時改定の導入、在職老齢年金の基準額引上げ、受給開始時期の60～75歳への拡大、個人型確定拠出年金の加入期間拡大などです。今国会での法案成立を目指し、改正法は一部を除いて2022年4月から施行されます。

### 高年齢者雇用安定法等の改正案について

70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法等の改正案が衆議院で可決され、参議院に送付されました。関連法案では、70歳までの定年引上げや継続雇用、定年廃止、フリーランスになった退職者と業務委託契約を結ぶなどの選択肢のうち、いずれかを企業の努力義務とすることが規定されています。

### 雇用調整助成金の特例措置の拡大について

厚生労働省は4月1日～6月30日の間、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置を拡大されます。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全国の事業主が対象で、生産指標要件は、「1ヶ月5%以上低下」に緩和されます。助成率は、中小で5分の4、大企業で3分の2に拡大され、解雇などを行わない場合は、中小で10分の9、大企業で4分の3まで支援されます。

### 地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL : [jibiki@jibiro.info](mailto:jibiki@jibiro.info)

Facebook: <http://www.facebook.com/JIBIRO>

移動オフィス : 090-2907-3545

TEL/FAX: 042-343-1363

URL: <http://jibiro.info/>